

認定こども園 愛豊保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、認定こども園 愛豊保育園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人清豊会
所 在 地	旭川市豊岡11条4丁目104番地の6
電 話 番 号	0166-32-4011
代表者氏名	理事長 信田 隆司

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型 認定こども園								
施 設 の 名 称	認定こども園 愛豊保育園								
施 設 の 所 在 地	旭川市豊岡11条4丁目104番地の6								
連 絡 先	電話番号・FAX 0166-32-4011								
管 理 者	施設長 信田 隆司								
対 象 児 童	就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律および子ども・子育て支援法に掲げる小学校就学前児童								
利 用 定 員	<table> <tr> <td>一号認定こども</td><td>9人</td></tr> <tr> <td>満3歳以上の児童</td><td>57人</td></tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の児童</td><td>24人</td></tr> <tr> <td>満1歳未満の児童</td><td>9人</td></tr> </table>	一号認定こども	9人	満3歳以上の児童	57人	満1歳以上満3歳未満の児童	24人	満1歳未満の児童	9人
一号認定こども	9人								
満3歳以上の児童	57人								
満1歳以上満3歳未満の児童	24人								
満1歳未満の児童	9人								
開 設 年 月 日	平成31年 4月 1日								
事 業 所 番 号	4450005000260								

3 目的・運営方針

認定こども園 愛豊保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び運営規定に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的にするとともに、保護者と地域に対する子育て支援を行なう事を目的とする。

- (1) 当園は、特定教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下

に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を必要とする子の保育を一体的に行います。

- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,577.77㎡
	園庭	651.6㎡
園舎	構造	鉄骨造式階建
	延べ面積	745.67㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	調乳コーナー・沐浴室 つぼみ組(0歳児クラス)
ほふく室	2 室	園児トイレ・シャワーパン ひまわり組(1歳児クラス)
保育室	4 室	ひよこ組(満2歳児クラス)、りす組(満3歳児クラス) うさぎ組(満4歳児クラス) くま組(満5歳児クラス) について各1室
遊戯室(ホール)	1 室	
調理室	1 室	
職員室	1 室	
事務室	1 室	
相談室	1 室	

5

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
事務	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	22	14	8	
栄養士	1	1		
調理員	5	0	5	内事務兼任非常勤職員1名

当園では、「旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年旭川市条例第57号。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

6 特定教育・保育を提供する日

特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、教育標準認定を受けた児童については、月曜日から金曜日とする。

当園の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始（12月29日から1月4日）
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

以下の期間及び日においては、教育標準認定を受けた児童に対する教育・保育の提供は原則行わない。

- (1) 夏期休園 8月10日～8月20日
- (2) 冬期休園 12月29日～1月 5日
- (3) 春期休園 3月30日～3月31日
- (4) 土曜日

教育・保育上必要があり、又はやむを得ない事情があるときは、園長は前項の規定に関わらず、休業日に教育・保育を行なう事がある。

7 特定教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

1) 教育標準時間認定に係わる教育・保育時間（1号認定）

教 育 時 間	午前9時から午後1時まで
一 時 預 か り	午前7時30分から午後6時30分まで(教育時間を除く)

2) 保育標準時間認定に係わる保育時間(2・3号認定)

月曜日から土曜日の保育時間(11時間)	朝：午前7時30分から午後6時30分まで
---------------------	----------------------

3) 保育短時間認定に係わる保育時間(2・3号認定)

月曜日から土曜日の保育時間(8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
延 長 保 育 時 間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時30分まで

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 教育・保育及び延長保育・幼稚園型一時預かり事業の提供

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児	延長保育	幼稚園型一時預かり事業
7:30	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始		
8:30	保育短時間保育開始	保育短時間保育開始		
9:00		教育標準時間開始		
9:30	おやつ 遊び（室内外）・散歩	遊び（室内外） 課題保育	保育短時間の 延長保育 	幼稚園型 一時預かり 
11:00	食事			
11:30		食事		
12:00	お昼寝 ※年齢によって前後します			
12:30		お昼寝 ※年齢によって前後します		
13:00		教育標準時間終了 幼稚園型一時預かり事業開始		
14:30	目覚め	目覚め		
15:00	おやつ	おやつ		
15:30	順次降園	順次降園		
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了		
		保育時間標準終了 幼稚園型一時預かり事業終了		
18:30	保育標準時間終了・閉園	閉園		

※最後の降園児が帰り次第、午後6時30分前でも閉園する場合があります。

- (1) 本園では3歳児以上に対して、専任の講師による体操指導を月2回程度行っております。
- (2) 本園では4歳児以上を対象に専任の講師による英語指導を月2回程度行っております。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	11時00分頃	15時頃	
1歳児	9時40分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時40分頃	11時10分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		11時40分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。 ※3歳以上児は主食(ご飯、パン等)をご持参下さい。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 健康診断

当保育所では、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断 全園児（年2回）、歯科健診 全園児（年1回）

3号認定	・保育料 ・短時間延長保育料	・市町村が定める額 ・市町村が定める額
2号認定	・保育料 ・短時間延長保育料 ・副食費	・無償 ・無償 ・月額 4,800円
※2, 3号認定で途中入園、退園の場合は、日割計算等の減額調整を致します		
1号認定 ※別紙利用 決定書を作成 致します	・教育標準時間 ・預り保育料 ・土曜日、長期休業日預り保育料 ・副食費 ・土曜日副食費	・無償 ・1回 450円 ・1回 450円 ・月額 3,800円 ・1回 250円
その他実費に関する料金	・日本スポーツ振興センター災害給付掛金(365円の内) 保護者負担分 ・月額 200円	

※当園にお支払い頂いた上記費用につきましては、領収書を交付致します。但し、口座引き落としの場合は、希望者のみ領収書を交付致します。

※副食費は物価の上昇等により変更することがあります。

その他 園納入袋で集金（希望者のみ領収書交付）

※父母の会会費として月額400円が必要です(前期、後期で集金「各2,400円」)

※月刊誌～1歳児より5歳児まで。月額450円～500円(年度により変動)

1歳～2歳児は希望購入制あり

※紅白帽子、行事にかかる費用(バス代等)

※スポーツ振興センター災害共済掛金（保護者負担分200円）

10 保育料等の納付方法

毎月26日、保護者様指定(ゆうちょ銀行口座)より口座振替となります。

11 利用料等の還付

既に納付した利用料等は還付いたしません。ただし、前払費用に該当するものは除きます。

12 保育料等滞納者に対する処置

保育料等の未納が納期限後1カ月以上に及んだ園児について、登園を停止し、なお引き続き納付しない時は、これを除籍することがあります。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 1号認定こどもの保護者から、当園利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 保育時間認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	大田内科消化器科クリニック
医師名	大田 人可
所在地	旭川市東旭川南1条1丁目2番7号
電話番号	0166-36-8338

(2) 歯科

医療機関の名称	すずき歯科クリニック
歯科医師名	鈴木 智晴
所在地	旭川市豊岡12条6丁目7番7号
電話番号	0166-33-5550

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡し指定の病院等がある場合はそちらに搬送致します。指定の病院等がない場合は、症状に応じ適切な病院へ搬送致します。

16 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・相談・苦情解決責任者	園長 信田 隆司
	・相談・窓口担当者	副園長 財津 千保
第三者委員	旭川民間保育所相互育成会 苦情専門委員会 TEL 070-5603-2891 委員 奥寺 光子 委員 渡邊 佳代子 委員 楠井 隆明	

17 虐待等防止対応体制

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園窓口	・虐待防止対応責任者	園長 信田 隆司
	・虐待防止受付担当者	副園長 財津 千保
第三者委員	社会福祉法人 清豊会 監事 皆川 岳大 TEL 0166-76-1087	

18 非常災害時の対策

非常時の対応	当園が定めた消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

＜当園近隣の広域避難場所、一時避難場所、避難所は次のとおりです。＞

広域避難場所	東光スポーツ公園(東光21条7～8丁目)
一時避難場所	豊岡公園(豊岡6条3丁目)
避難所	豊岡小学校(豊岡10条3丁目) 豊岡地区センター(豊岡11条3丁目)

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター	賠償責任保障(東京海上日動火災)
保険の内容	災害共済給付	身体事故(期間中無制限)
保険金額	1名2,800万円	1名3千万円・1事故5億円

19 当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
----------------	---